

敦賀署基発 0410 第 4 号
令和 8 年 4 月 10 日

敦賀商工会議所の長 殿

敦賀労働基準監督署長

職場の熱中症対策の徹底に向けた周知の御協力について（御依頼）

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 1 年間の全国の職場における熱中症の発生状況（全国の令和 7 年 12 月末速報値）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者は 1,681 人で、うち死亡者は 15 人となっています。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約 4 割の大幅な増加となっており、業種別にみると、製造業 337 人、建設業 278 人、商業 221 人、運送業 201 人、警備業 186 人となっており、全体の約 4 割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続いており、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られています。

令和 7 年 6 月 1 日より改正労働安全衛生規則が施行され、一定の熱中症のおそれがある労働者を早期に発見し、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」の措置が事業者には義務付けられたところですが、**熱中症予防対策のさらなる推進のため**、厚生労働省では、本年 3 月に**熱中症防止のため熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示した「職場における熱中症防止のためのガイドライン」**を策定しました。

つきましては、本ガイドラインの内容や厚生労働省で併せて展開している「熱中症クールワークキャンペーン」について厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、添付した掲載文例による貴広報誌やホームページへの掲載につきまして、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、リーフレットは、裏面に掲載しておりますので、御活用ください。

<担当>

敦賀労働基準監督署 安全衛生課

大柳（オオヤナギ） 電話：0770-22-0745

【参考リーフレット】

○職場における熱中症防止のためのガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001676048.pdf>

(二次元コード)



○熱中症クールワークキャンペーン

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001676140.pdf>

(二次元コード)



○働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/
bunya/0000116133_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133_00001.html)

(二次元コード)



敦賀署基発 0410 第 4 号
令和 8 年 4 月 10 日

小浜商工会議所の長 殿

敦賀労働基準監督署長

職場の熱中症対策の徹底に向けた周知の御協力について（御依頼）

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 1 年間の全国の職場における熱中症の発生状況（全国の令和 7 年 12 月末速報値）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者は 1,681 人で、うち死亡者は 15 人となっています。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約 4 割の大幅な増加となっており、業種別にみると、製造業 337 人、建設業 278 人、商業 221 人、運送業 201 人、警備業 186 人となっており、全体の約 4 割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続いており、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られています。

令和 7 年 6 月 1 日より改正労働安全衛生規則が施行され、一定の熱中症のおそれがある労働者を早期に発見し、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」の措置が事業者には義務付けられたところですが、**熱中症予防対策のさらなる推進のため**、厚生労働省では、本年 3 月に**熱中症防止のため熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示した「職場における熱中症防止のためのガイドライン」**を策定しました。

つきましては、本ガイドラインの内容や厚生労働省で併せて展開している「熱中症クールワークキャンペーン」について厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、添付した掲載文例による貴広報誌やホームページへの掲載につきまして、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、リーフレットは、裏面に掲載しておりますので、御活用ください。

<担当>

敦賀労働基準監督署 安全衛生課

大柳（オオヤナギ） 電話：0770-22-0745

【参考リーフレット】

○職場における熱中症防止のためのガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001676048.pdf>

(二次元コード)



○熱中症クールワークキャンペーン

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001676140.pdf>

(二次元コード)



○働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/
bunya/0000116133_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133_00001.html)

(二次元コード)

